## 大阪市市税条例(抜粋)

### (徴収猶予の申請手続等)

第5条 徴収の猶予(法第15条第1項の規定によるものに限る。)の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収の猶予を受けようとする徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (5) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (6) 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか(分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を含む。)
- (7) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- 【(3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかに 【 する書類
- 【(4)徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合に 【は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提 】 出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

#### (申請による換価の猶予の申請手続等)

第9条 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、申請による換価の猶予を受けようとする徴収金の納期限から6 月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 申請による換価の猶予を受けようとする徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち申請による換価の猶予を受けようとする金額
- (5) 申請による換価の猶予を受けようとする期間
- (6) 申請による換価の猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入する場合の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額
- (7) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))その担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

### (職権による換価の猶予の手続等)

第7条 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類 の提出を求めることができる。

- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (2) 職権による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 職権による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、職権による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

- 4 -

収受印

申出年月日

具体内容

住所·氏名等

フリガナ

氏名又は名称

3

頁目

の氏

名又

令和

年

月

日

## 財産目録及び財産収支状況書

1 災害 2 病気 3 倒産・失業 4 損害 5 (

昭和

平成

年

月

日生

連絡先

生年月日

申出事由

: 財産 <sup>:</sup> 1)売掛			等の割	犬況.																
売	掛	先	等	の		名	称	•	•	住	所	į	売掛金等	の額		回収予	定日	Ŧ	重類	回収
														円	令:	和				
														円	令:	和				
2)その	他の	財産の	の状況																	
不動	産等											国債	•株式等							
車向	両												の他 段険等)							
家族		)の状	況											+0.70 / /	7 AT	`		The alle		
続柄(1	受職)			氏名	1					生年人			収入	、 報酬()	日額			職業•	所有財	<b>産等</b>
										年 	月	日				円				
										年	月	日				円				
										年	月	日				円				
										年	月	日				円				
		の年	間収入																	
	月		1	総収入	金	額	(	②総	支出	金額		③差額	§( <u>1</u> ) - <u>2</u> )	)  備	考(	臨時的	な収支	や失業	<b>美期間等</b>	手の事
年		月				_														
	<b>S</b>	_				円					門			門						
現在		月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	全額(	保有	する	銀行	口座	を記	入原	いま	<u>a</u> )									
金•預							座番		J NAS		<i>。</i> 金等0	D額	当面の	必要資金	額		納付に	こ充てら	られない	事情
	現	金			7		/					円			円	□運転 □その			±活費	
				+		_									円	口運転			生活費	
												円				口その				
												円			円	□運転			±活費	
												円			円	□運転			生活費	
												1.1			, ,	口その		. A +==		
			合言	<b>†</b>					A			円	В		円	【納付	「可能資 A-B			

#### 6 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

	最近2ヶ月の状況	月分	月分		内訳等		是出資料 確認欄
	売り上げ	円	円	事業種目		帳簿	
	経費	円	円	屋号等		等	
	営業所得			勤務先	名称 所在地	給与明	
1	・ 給与、年金等 (手取り)	PI	H	給与等 受取方法	□ □座へ振込 □ 現金手渡し	細	
				給与等 振込口座	銀行名                      支店名	通帳等	
	<b>クレジットカー</b> 有の場合(カード払いと -	<b>-ド支払の有無</b> -している支出名目 □	(こ〇) 有・無	電気・ガス・	・水道・医療費・通信費・その他( )	通帳等	
	社会保険料	H	H				
	家賃(共益費含)	H	H	滞納の有無	有・無 支払方法 □ 口座引落し □ 振込等払い		
	食費	H	H	家族数 (本人含む)	٨.		
	電気・ガス・水道等	H	円	滞納の有無	有・無 支払方法 □ 口座引落し □ 振込等払い	通帳等	
	医療費	H	H	受診者名			
	通信費	H	H	携帯電話 会社等		通帳	
	202			滞納の有無	有・無 支払方法 □ 口座引落し □ 振込等払い	等	
	教育費	円	円	子の氏名	年齢歳		
	交際費(慶弔費)	円	円				
② 支 出	生命保険料	円	円	保険会社名			
	住宅ローン	H	円 円	借入先		償還表等	
		1,	1 3	借入総額	返済終了 年月	表等	
		務返済実額      円		借入先		償還表等	
	債務返済実額			借入総額	返済終了 年月	诵	
				借入残額	返済方法 □ 口座引落し □ 振込等払い	帳等	
	その他 ( )	円	H				
	その他 ( )	円	円				
	その他 ( )	Н	H				
	②の合計	円	円	特記事項			
3	差引額(①-②)	<b>④</b> 円	<b>⑤</b> 円		で 「「「「「「」」 「「」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」		

7	会後1年□由に	とける臨時的か107	いなが士山の	日江今好
			\ <i>N</i> 7	

内訳	内容		時期		金額
臨時収入		令和	年	月	円
臨時支出		令和	年	月	円

8 分割納付計画

回		納付予	定日		納付予定金額	備考
1	令和	年	月	日	Ħ	
2	令和	年	月	日	H	
3	令和	年	月	日	H	
4	令和	年	月	目	円	
5	令和	年	月	目	円	
6	令和	年	月	目	H	
7	令和	年	月	目	円	
8	令和	年	月	日	H	
9	令和	年	月	日	円	
10	令和	年	月	目	円	
11	令和	年	月	目	円	
12	令和	年	月	目	H	

# ●申請者への説明・確認事項

- 1 法律に定められている納税の猶予制度の説明
- 2 督促状について、各期月の納期限後、1か月以内に発付されることの確認 但し、徴収猶予の場合は除く
- 3 延滞金について、猶予期間中も延滞金が発生することの確認
- 4 本書記載以外に財産がある場合、滞納処分(差押・公売)する場合がある ことの確認
- 5 新たに市税が課税されたら期限内に納付することの確認
- 6 上記計画による納付後に確定した延滞金も、速やかに納付すること、 納付されない場合は滞納処分(差押・公売)を執行する場合があることの確認

◎本書にご記入いただいた内容は、市税に関する事務にのみ使用するもので、他の目的では使用いたしません。

·確
収金